

五月十五日（木曜日）

出席議員

欠席議員	欠席議員	三十三番	三十番	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
のぐち	吉村	松平	宮野	ほかり	依田	高山	石沢	千田	浅川	豪一	山田	宮本	田中	沢田	海津	宮崎				
けんたろう	美紀	雄一郎	ゆみこ	吉紀	かずひろ	のりゆき	恵美子	のぼる	ひろこ	伸一	香澄	けいじ	敦子	こうき						
十八番	十九番	二十番	二十一番	二十二番	二十三番	二十四番	二十五番	二十六番	二十七番	二十八番	二十九番	三十一番	三十二番	三十三番	三十四番					
たかはま	小林	金子	市村	田中	名取	白石	松丸	岡崎	上田	品田	浅田	高山	山本	板倉	関川					
なおき	れい子	てるよし	やすとし	としかね	顕一	英行	昌史	義顕	ゆきこ	ひでこ	保雄	泰三	一仁	美千代	けさ子					

出席説明員

区 長	副 区 長	副 区 長	教 育 長	企 画 政 策 部 長	総 務 部 長	防 災 危 機 管 理 室 長	区 民 部 長	ア カ デ ミ ー 推 進 部 長	福 祉 社 会 部 長	兼 福 祉 事 務 所 長
成 澤	佐 藤	加 藤	丹 羽	新 名	竹 田	榎 戸	高 橋	長 塚	鈴 木	
廣 子	正 子	裕 一	恵 玲	幸 男	弘 一		征 博	隆 史	裕 佳	

地域包括ケア推進担当部長	子ども家庭部長	保健衛生部長	兼文京保健所長	都市計画部長	土木部長	資源環境部長	施設管理部長	会計管理部長	教育推進部長	監査事務局長
矢 島	多 田	矢 内	鵜 沼	小 野	木 幡	松 永	宇 民	吉 田	渡 邊	
孝 幸	栄 一 郎	真 理 子	秀 之	光 幸	光 伸	直 樹	雄 了			

事務局職員

事 務 局 長	議 事 調 査 主 査	議 事 調 査 主 査	議 事 調 査 主 査
佐 久 間 康 一	杉 山 大 樹	小 松 崎 哲 生	糸 日 谷 友

議 事 調 査 主 査	議 事 調 査 担 当	議 事 調 査 担 当	議 事 調 査 担 当
菅 波 節 子	阿 部 隆 也	眞 鍋 由 起 子	平 尾 和 香

議事日程

日 程 第 一

会期の決定について

午後二時開議

○議長（白石英行）
ただいまから、令和七年文京区議会定例会を開会いたします。

○議長（白石英行）
これより本日の会議を開きます。

○議長（白石英行）
まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

十六番 海津敦子 議員
三十一番 高山泰三 議員
を指名いたします。

○議長（白石英行） 次に、本招集議会の議会期間は、本日一日間といたします。

○議長（白石英行） この際、書記より、諸般の報告をいたします。
〔議事調査主査朗読〕

二〇二五文総第一四五号
令和七年五月十五日

文京区議長 白石英行様
文京区長 成澤廣修

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した和解及び損害賠償額の決定に関する報告について

このことについて、地方自治法第百八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

和解及び損害賠償額の決定について

件名	決定年月日	和解の内容	損害賠償額	相手方
清掃小型プレス車による物損事故	令和七年三月二十六日	区の被害者に対する損害賠償	九千二百円	本件事故の被害者

二〇二五文総第一五四号
令和七年五月十五日

文京区議長 白石英行様
文京区長 成澤廣修

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した協定変更の報告について

このことについて、地方自治法第百八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

一件 名 お茶の水橋補修補強工事に係る費用負担に関する協定

二 決定年月日 令和七年三月二十四日

三 変更事項 協定金額

変更後 金二十一億九千七百六万九千四百十円
変更前 金二十二億二千八百六十六万六千七百五十円

二〇二五文監第七号

令和七年四月十日

文京区監査委員 渡部敏明

同 同 松本理恵子
同 同 山本一仁

文京区議長 白石英行様

住民監査請求について（通知）

二〇二四文監第一四号により通知いたしました住民監査請求について

ては、請求の要件を審査した結果、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十二条に規定する住民監査請求の要件を欠いているものと認められました。

このため、法第二百四十二条第五項に規定する監査を実施しないこととし、請求人宛てに通知したので通知します。

（参考） 請求人宛通知（写し）

二〇二五文監第二二二号

令和七年四月三十日

文京区監査委員	渡部 敏明
同	松本 理恵子
同	山本 一仁
文京区議会議長	白石 英行 様

住民監査請求要旨について（通知）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第三項の規定により請求の要旨を別紙のとおり通知します。

住民監査請求要旨

一 請求者

（住所）・・・・・・・・・・

（氏名）・・・・・・

※ 請求者住所及び氏名については、非公開とする。

二 請求の要旨

・・・・・・文京区議会議員が、自身の政治的立場を明記して開催した「スマホ教室」において、文京区の高齢者向け講師派遣制度を

利用して講師を招いていたことが確認されている。当該制度は、本来、高齢者福祉の増進を目的として設けられているものであり、年間六回まで先着順の制限がある中で、議員主催の私的イベントに少なくとも二回以上使用されていたことは、制度の趣旨を逸脱し、公費の不当な使用に該当する可能性がある。

また、同時に、文京区選挙管理委員会においても、無料で行われた今回の講座は公職選挙法の政治家の寄付禁止の項目に違反している可能性が極めて高いとの指摘もある。制度の運用基準に照らし、政治的中立性や公平性の原則が守られていたかどうかについても確認を求め、以下について監査を求める。以下省略。

二〇二五文監第一七号

令和七年四月三十日

文京区監査委員	渡部 敏明
同	松本 理恵子
同	山本 一仁
文京区議会議長	白石 英行 様

令和六年度三月分例月出納検査結果の報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の二第二項の規定による例月出納検査結果の報告を、同条第三項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 一 検査の対象 会計管理者所管の一般会計及び特別会計に属する令和六年度三月分の現金の出納及び保管状況
- 二 検査年月日 令和七年四月二十五日、二十八日
- 三 検査の結果 (1) 現金出納状況及び現金保管状況については、別

紙「現金出納保管表」のとおり相違ありません。

- (2) 収支の計数については、別紙「歳入計算表」及び「歳出計算表」のとおり相違ありません。

〔別紙省略〕

○議長（白石英行） これより、日程に入ります。

日程第一を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程 第一 会期の決定について

○議長（白石英行） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から令和八年四月三十日までの三百五十一日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石英行） 御異議なしと認めます。よって、会期は、三百五十一日間と決しました。

○議長（白石英行） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

したがって、本招集議会の議事は全て終了いたしました。

次の本会議は、追って御通知申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時五分散会